

議 事 録 抄 本

令 和 3 年 5 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和3年5月農業委員会議事録抄本

日時：5月20日(木) 15:00～15:35

場所：福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博	7番 上延 英一	8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 松岡課長、中塚事務局長、豊國主事、品川

【欠席者】・・・松岡繁克委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	3番 宮川 積
----------	---------

【署名人】

9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
----------	-----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会 5 月定例会を開催します。

本日の欠席委員は松岡繁克委員です。農業委員会等に関する法律第 27 条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
----------	-----------

委員にお願いします。本日は、議案第 8 号から議案 12 号に至る 5 議案、報告事項 1 件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第 8 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 2 件

議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 3 件

議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(委員会許可) 1 件

議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の所有権移転届出について
(委員会受理) 1 件

議案第 12 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地等の使用貸借権設定届出について
(委員会受理) 1 件

報告第 1 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について 6 件

(事務局担当) 令和 3 年 5 月議案説明

議案第 8 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明)

5番：資料7ページをご覧ください。願出地は西谷区の順教寺の東にあります。8ページ・9ページの地籍図、30ページの現況の写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、農地でないことが確認できます。

この願出地については、平成11年5月の航空写真にてその当時から山林であることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

6番：資料10ページをご覧ください。願出地は八反田の八坂神社から北東へ約150mのところにあります。11ページの地籍図、30ページの現況の写真を合わせてご覧ください。写真をご覧いただくと、宅地となっていることが確認できます。自己所有地の確認の際に、今回の願出地の地目が農地であることがわかり、手続きに至ったものです。

この願出地については、平成4年に家の増築の手続きをしており、課税台帳において平成5年から宅地であることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

3番：資料12ページをご覧ください。申請地は大貫のセブンイレブンから南へ約300mのところにあります。13ページの地籍図、30ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、売買による所有権移転です。

渡し人の〇〇さんは県外に住んでおり、農地の管理に困っていたところ、今回の申請地の北に隣接する〇〇である、〇〇さんと話がまとまりました。

受け人の〇〇さんは〇〇さんの世帯員として面積要件をみたしており、町内で約8反の水稲、野菜の作付を行っております。取得後は水稲の作付をしていくとのことです。

トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式も所有しており、取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

4番：資料14ページをご覧ください。申請地は田原小学校から東へ約130mのところにあります。15ページの地籍図、30ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、売買による所有権移転です。

申請地は、受け人の〇〇さんと渡し人〇〇さんとの双方の話し合いにより売買での話がまとまりました。関連議案は11号5番の5条届出です。〇〇さん所有の農地を〇〇の農地への進入路として使用するため、農地と進入路を同程度の面積にて実質交換します。

受け人の〇〇さんは、町内で約4反の農地を所有しております。トラクター、農機具一式も所有しており、田植え機はリースする予定です。取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

6番：資料16ページをご覧ください。申請地は西光寺の交差点から北西へ約120mのところにあります。17ページの地籍図、31ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、売買による所有権移転です。

申請地は、受け人の〇〇さんと渡し人の〇〇さんとの双方の話し合いにより売買での話がまとまりました。〇〇さんが機械を所有しておらず、農地の管理に困っていたところ近隣の〇〇さんが受けることとなりました。

受け人の中安美穂さんは、中安尚紀さんの世帯員として面積要件をみたしており、町内で約6反の農地を耕作しております。トラクター、コンバイン、田植え機等、農機具一式も所有しており、取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について (委員会許可)

5番：資料18ページから21ページをご覧ください。申請地は6筆あり、18ページ 中島の交差点の南、19ページ 福崎南ランプ交差点より南東に約140m、20ページ 上中島公民館の北西約360m、21ページ ネットウエスト兵庫より北西に約80mに位置しています。22ページから25ページの地籍図、31ページ・32ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この申請は、使用貸借権の設定です。借受人の〇〇さんと貸出人の〇〇さんは親子関係です。

借受人の〇〇さんは新規就農ですが、高校卒業より実家の農業の手伝いを12年しています。トラクター、農機具一式は父の所有しているものを借り受け、田植機・コンバインなども確保予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、下限面積等も問題ないことから、許可要件を満たすものと考えます。

議案第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出について (委員会受理)

5番：資料26ページをご覧ください。届出地は、田原小学校から東へ約130mのところにあります。27ページの地籍図、32ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この届出は、1614-6の農地への進入路としての所有権移転です。議案第9号4番と関連しており、農地と進入路を同程度の面積にて実質的には交換となります。

この届出は、売買によるもので、受け人の〇〇さんと、渡し人〇〇さんと話がまとまりました。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第5条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出について (委員会許可)

6番：資料28ページをご覧ください。届出地は、田原小学校から東へ約130mのところにあります。29ページの地籍図、32ページの現況の写真を合わせてご覧ください。この届出は一般住宅用敷地としての使用貸借権の設定です。

申請地である 1614-4 については平成 20 年頃に渡し人の姉が農機具などを置く物置を設置しておりました。今回の届出にあたり、無断転用であることが判明したため、始末書が提出されています。

市街化区域であり、届出内容も問題ないことから、農地法第 5 条の届出の受理要件は満たすと考えます。

続きまして、報告事項であります。

報告第 1 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

6 ページをお開きください。農地法各申請・届出にかかる受付済等の証明を 1 件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 5 件、計 6 件を発行したことを報告します。

説明は以上となります。

(議 長) 議案第 8 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 (委員会証明) 2 件について、現地調査済ですので報告願います。

(宮川委員) 5 番 ○○と○○、順教寺の境内から南に少し登ったとこことにあります。写真をご覧ください。内容は事務局が説明したように山林化しております。現地調査班では問題なしと判断しました。

6 番 ○○、八坂神社から北東ですが、平成 11 年 5 月の航空写真からわかるように 20 年以上宅地となっています。現地調査班では問題なしと判断しました。皆様の審議をお願いいたします。

(議 長) 議案第 8 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 (委員会証明) 2 件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、次に、議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 (委員会許可) 3 件について、現地調査済ですので報告願います。

(宮川委員) 3 番 ○○、セブンイレブンの南です。事務局説明の通り○○さんが増反します。対象地は適切に管理されており現地調査班では問題ないことを確認しました。

4 番 ○○、田原小学校の東です。内容は事務局説明の通りで、売買かつ市街化田でもあるため現地調査班では問題なしと判断しました。

6番 ○○、内容は事務局説明の通り譲渡人の規模縮小で、土地も適切に管理されています。現地調査班では問題なしと判断しました。皆様の審議をお願いします。

(議長) 議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 3件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認(委員会許可) 1件について、現地調査済ですので報告願います。

(宮川委員) 5番 ○○ 外5筆、いずれの土地も適切に管理されております。また、新規就農ということですが、使用貸借設定の下限面積も問題なく、現地調査班では問題なしと判断しました。皆様の審議をお願いします。

(議長) 議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認(委員会許可) 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、現地調査済みですので報告願います。

(宮川委員) 5番 ○○、現況は市街化田であり、農地と進入路の交換にあたるため、事務局説明の通り問題はないと判断しました。皆様の審議をお願いします。

(議長) 議案第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、次に、議案第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理) 1件について、現地調査済みですので報告願います。

(宮川委員) 6番 ○○、○○、双方とも市街化田であり、家を建てることに問題はな

いと思いますが、始末書が添付されており、無断で倉庫が建てられていました。現地調査班では問題なしと判断しました。皆様の審議をお願いします。

(議長) 議案第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理)1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。
議案第8号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第8号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10:反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第8号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)2件について、証明することといたします。

(議長) 次に、議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)3件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)3件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10:反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第9号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)3件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請(委員会許可) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請(委員会許可) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10 : 反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第10号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請(委員会許可) 1件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10 : 反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理) 1件について、受理することといたします。

(議長) 次に、議案第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理) 1件について、討論はありませんか。

(三木委員) 転用目的が一般住宅敷地ということですが、現在は建っていますか。

(事務局) 今は建っていません。

(三木委員) 平屋で159㎡建てるなら、残りの敷地は何に利用しますか。

(事務局) 露天駐車場と庭になります。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10:反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地等の使用貸借権設定届出(委員会受理)1件について、受理することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

(議 長) ないようですので、以上で、本日提案しました議案についての審議を終了致します。

<15:35終了>

○次回農業委員会開催日・・・6月22日(火曜日)15時00分から

署名 人	松本 廣幸
署名 人	松岡 隆子